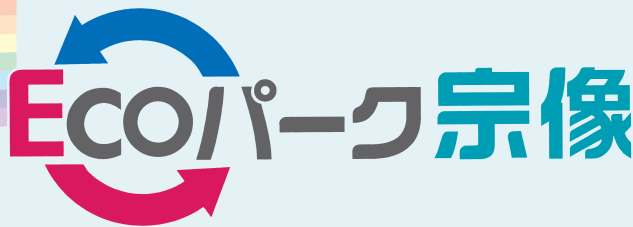


No.36
12/1号



発行：玄界環境組合 宗像清掃工場 〒811-3401 宗像市池浦600-1

宗像清掃工場の休み
■ごみの自己搬入
■工場施設見学

日曜日、12月29日から1月3日
13時～16時30分 月曜～土曜日(祝日も可)
月曜～金曜日(祝日を除く)
9時～16時までの間受付
(詳しくは電話でお問い合わせください)

☎ (62)0505 ファックス (62)0594
URL: http://www.genkai-kankyo.jp/
eメール ecopark@genkai-kankyo.jp

令和3年度の 年末年始の休みは

12/29(水)～ 1/3(月)です。



宗像清掃工場では毎年、年末年始に自己搬入の車両が増えるため、施設内や周辺道路が非常に混雑します。このため、通常時より多くの係員を確保し混雑の解消に努めています。自己搬入の手続や施設の機能上、どうしても皆さんを長時間お待ちせし、ご不便をおかけすることとなります。

年末・年始の自己搬入はお早目に 施設内や周辺道路が非常に混雑します



- ごみを自己搬入する際のお願い**
- ごみを降ろす場所は3か所あります。自己搬入する前に、ごみを3種類に分けて車に積み、降ろす際も、手際よくできるため、時間短縮になります。皆さんの協力を、お願いします。
 - ①可燃ごみ (燃やすごみ)**
品目：紙類、布類、革製品、草木類、ふとん、じゅうたん、たたみ、汚れがとれない可燃性資源物など
※木材等(長さ1メートル以内で直径20センチメートル以内)
 - ②不燃・資源ごみ (燃やさないごみ)**
品目：缶類、金物類、びん類、ガラス類、カセットボンベ・スプレー缶、金属製機、金属製いす、自転車、金属製ベッドなど
 - ③粗大ごみ (最も長い部分の長さがメートルを超えるもの)**
品目：タンス、木製机、木製いす、本棚、食器棚、こたつ、木製ベッド、ソファ、スプリングマットなど

自己搬入のルールを守りましょう

ルールを守らないと
お断りすることがあります



- 自己搬入にはルールがあります。多くの皆さんにはルールを守っていただいておりますが、ルールが守られない場合は、やむを得ずお断りすることとなります。
- 自己搬入は申請手続と使用料(10kgごとに170円)の支払が必要です。申請書は正確に記載し、帰りの際には必ず使用料を支払ってください。
- 搬入できるのは、宗像市内から出たごみで、自分で出したごみだけです。ただし、搬入できないごみもあります。また、他人に代わって搬入することはできません。
- 自己搬入のごみは自分で降ろしてください。
- 係員の指示に従ってください。係員の指示により、ごみを持ち帰っていただくこともあります。

搬入できないごみ

- 宗像市外から出たごみ
- 家電リサイクル法対象の家電製品 (エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、ワインクーラー、洗濯機、衣類乾燥機)
- 資源有効利用促進法対象品目 パソコン(デスクトップ・パソコン本体)、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ
- 車(自動車部品も含む)、バイク(バイク部品も含む)、タイヤ
- その他LPガスボンベ、ピアノ、バッテリー、消火器、中身が入った灯油缶や塗料、廃油、農業用機械・部品、農薬(空きびんも含む)、漁具、特殊な機械、ボールのボール、発電太陽光パネル、陶磁器、コンクリート、土砂、レンガ、スレート、瓦
- 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物) 廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん類、産業廃棄物を処分するために処理したもの。



自己搬入はご自身で工場に搬入する必要があります
～ご自身で自己搬入できない方は～

自己搬入以外の方法でもごみを処分することができます。(有料)

※詳細は、宗像市発行のパンフレット「家庭ごみの出し方」を参照ください。

【問い合わせ先】

宗像市環境課 Tel.0940-36-1421

【粗大ごみ】

粗大ごみシールを購入後、環境課へ連絡 ※(持ち出しサービス) 65歳以上の方、障がいのある方で構成される世帯の方、その他市が特に必要があると認める方

【多量ごみの処分(片付けや引っ越しなどで多量にごみが出た場合)】

自分で直接、収集運搬許可業者に依頼してください。

玄海クリーン(有) Tel.0940-62-2944

三孝産業(有) Tel.0940-33-3847

(有)神郡清掃サービス Tel.0940-33-7111



～ごみの減量化にご協力ください～

宗像清掃工場は稼働から18年が経過しましたが、これから先も施設・設備等の性能を維持しながら、ごみ処理を継続していく必要があります。

そのためには、昨年の環境委員会の答申のとおり、特にプラスチック類のごみについて、ガス化溶融施設で焼却する量を減らし、リサイクルプラザで資源化する量を増やすなど、ごみの分別を徹底していくことが求められます。

こうした取組が工場の施設・設備等を長持ちさせることにつながりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

中身の入ったカセットボンベ、スプレー缶、 リチウム電池などはたいへん危険です

～火災、爆発などの事故の原因になります～

中身の入ったカセットボンベ、スプレー缶、リチウム電池などの異物がごみに混入されると、ごみ収集車や工場内で圧縮、破碎するときに発火し、火災、爆発などの重大な事故を引き起こすことがあります。

ごみを出すときには、カセットボンベやスプレー缶は中身をすべて出し切り、電池はきちんと取り除くことが重要です。工場内で安全に継続してごみ処理を行うため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

